

政令第 号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項各号列記以外の部分及び第二号イ並びに第三項並びに第三条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（法第三条の三第二項の政令で定める既存工作物が設置されている区域の境界からの距離等）

第七条の二 法第三条の三第二項の政令で定める距離及び政令で定める数値は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる距離及び同表の下欄に掲げる数値とする。

事業の区分		距 離	数 値
一 別表第一の五の項のホ又	三百メートル		発電所又は発電設備の出力について、二・〇

業 当する事 はへに該			二 別表第 一の五の 項のト又 はチに該 当する事 業			三 別表第 一の五の 項のワ又 は力に該		
			三百メートル			三百メートル		
			発電所又は発電設備の出力について、一・三			発電所又は発電設備の出力について、一・一		

業	当する事

別表第一の二の項を次のように改める。

二 法第二 条第二項 第一号ロ に掲げる 事業の種 類	イ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が百ヘクタール以上で	貯水面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電	都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について事業を実施する場合につき、河川法第七十九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十条第二号に係る
---	---	---	--

	あるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」という。）の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十	
	所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限り。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種ダム新築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	場合に限る。）

号) 第二条第一項第十五号の
発電事業者(その者が国土交
通大臣、都道府県知事、地方
自治法(昭和二十二年法律第
六十七号)第二百五十二条の
十九第一項の指定都市(以下
「指定都市」という。)の長
又は独立行政法人水資源機構
である場合を除く。以下単に
「発電事業者」という。)で
あるもの(当該水力発電所の
出力が二万二千五百キロワッ
ト以上である場合に限る。)

及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第八条に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの		
ロ 改築後の貯水面積が百ヘクタール以上であり、かつ、貯水面積が五十ヘクタール以上	改築後の貯水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、貯水面積が三十七・五ヘクタール以	都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について事

増加することとなるダムの改築（五の項において「大規模ダム改築」という。）の事業（当該改築後のダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者である	上増加することとなるダムの改築の事業（第一種ダム改築事業に該当しないものに限るものとし、当該改築後のダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電	業を実施する場合につき、河川法第七十九条第一項（河川法施行令第四十五条第二号に係る場合に限る。）
--	---	---

	もの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム改築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種ダム改築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	
	ハ 第一種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて水道法（昭和三十二年法律第七十	第二種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又	水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又

七号) 第三条第二項の水道事業(以下単に「水道事業」という。)又は同条第四項の水道用水供給事業(以下単に「水道用水供給事業」という。)を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	は経営しようとする者が行うもの	は第三十条第一項
ニ 第一種ダム改築事業であつて、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	第二種ダム改築事業であつて、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項

ホ 第一種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項の工業用水道事業（以下単に「工業用水道事業」という。）を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	第二種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第二項又は第六条第二項
ヘ 第一種ダム改築事業であつて、当該ダムを用いて工業用	第二種ダム改築事業であつて、当該ダムを用いて工業用水道事	事業主体が地方公共団体以外の者で

水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号口の国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号口の国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	ある場合につき、工業用水道事業法第三条第二項又は第六条第二項
ト 第一種ダム新築事業であつて、土地改良法第二条第二項の土地改良事業（以下単に「土地改良事業」という。）として行うもの	第二種ダム新築事業であつて、土地改良事業として行うもの	事業主体が国又は都道府県以外の者である場合につき、土地改良法第五条第一項、第四十八条第一項、第九十五条第一項又

が行うもの		四年法律第百八十二号）第十三条第一項
又 第一種ダム改築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの	第二種ダム改築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの	独立行政法人水資源機構法第十三条第一項
ル 計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によつてたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域（以下単に「湛水区域」とい	湛水面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である堰の新築の事業（当該堰が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合にお	

う。)の面積(以下「湛水面積」という。)が百ヘクタール以上である堰の新築(五の項において「大規模堰新築」という。)の事業(当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその

いて、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの(当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種堰新築事業」という。)であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行

水面積が五十ヘクタール以上増加することとなる堰^{せき}の改築（五の項において「大規模堰^{せき}改築」という。）の事業（当該改築後の堰^{せき}が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に

水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなる堰^{せき}の改築の事業（第一種堰^{せき}改築事業に該当しないものに限るものとし、当該改築後の堰^{せき}が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事

供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種堰改築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種堰改築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	
ワ 第一種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業	第二種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道	水道法第六条第一項、第十条第一

又は水道用水供給事業を営 し、又は経営しようとする者 が行うもの	用水供給事業を営し、又は経 営しようとする者が行うもの	項、第二十六条又 は第三十条第一項
カ 第一種堰^{せき}改築事業であつ て、当該堰^{せき}を用いて水道事業 又は水道用水供給事業を営 し、又は経営しようとする者 が行うもの	第二種堰^{せき}改築事業であつて、当 該堰^{せき}を用いて水道事業又は水道 用水供給事業を営し、又は経 営しようとする者が行うもの	水道法第六条第一 項、第十条第一 項、第二十六条又 は第三十条第一項
ヨ 第一種堰^{せき}新築事業であつ て、当該堰^{せき}を用いて工業用水 道事業を営み、又は営もうと する者が行うもの（地方公共 団体が法第二条第二項第二号	第二種堰^{せき}新築事業であつて、当 該堰^{せき}を用いて工業用水道事業を 営み、又は営もうとする者が行 うもの（地方公共団体が法第二 条第二項第二号口の国の補助金	事業主体が地方公 共団体以外の者で ある場合につき、 工業用水道事業法 第三条第二項又は

ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	等の交付を受けないで行うものを除く。）	第六条第二項
タ 第一種堰^{せき}改築事業であつて、当該堰^{せき}を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	第二種堰^{せき}改築事業であつて、当該堰^{せき}を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第二項又は第六条第二項
レ 第一種堰^{せき}新築事業であつて、土地改良事業として行うもの	第二種堰^{せき}新築事業であつて、土地改良事業として行うもの	事業主体が国又は都道府県以外の者である場合につき、土地改良法第

	ツ 第一種堰^{せき}新築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの	ネ 第一種堰^{せき}改築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの	ナ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計（以下「湖沼開発面積」という。）が百ヘクタール以上である湖
	第二種堰^{せき}新築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの	第二種堰^{せき}改築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの	湖沼開発面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工
第一項	独立行政法人水資源機構法第十三条 第一項	独立行政法人水資源機構法第十三条 第一項	独立行政法人水資源機構法第十三条 第一項

沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの	事として行うもの	
ラ 百ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	

別表第一の五の項中「ダムの新築」を「ダム」に、「の新築若しくは」を「の新築又は」に、「大規模ダム新築又は」を「大規模ダム新築若しくは大規模ダム改築又は」に改める。

別表第二の三の項中「ホ」を「ヌ」に改め、同表の四の項中「へからヨまで」を「ルからネまで」に改め、同表の五の項中「タ」を「ナ」に改め、同表の六の項中「レ」を「ラ」に改める。

別表第三の三の項中「ホ」を「ヌ」に改め、同表の四の項中「へからヨまで」を「ルからネまで」に改め、同表の五の項中「タ」を「ナ」に改め、同表の六の項中「レ」を「ラ」に改める。

附 則

この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。